

生活支援員だより

第8号



発行日 平成20年8月
発行(社福)広島県社会福祉協議会
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
広島県社会福祉会館内
広島県福祉サービス利用援助センター
「かけはし」
Tel(082)254-2300 Fax(082)250-5155
E-mail:kakehashi@hiroshima-fukushi.net

「かけはし」の利用者は増え続け、現在の利用者数は495人(H20.6月末現在)ですが、みなさんのご協力により利用者に対する事故は起きていません。これはとても誇るべきであり、今後もよりよいサービスにつなげていきたいと思っておりますので、引き続き今年度も皆様のご協力をお願いします。

生活支援員の声

G市 生活支援員 Kさん

生活支援員になって8年。その間13人の利用者さんとの出会いと別れがありました。「別れ」の訳は、施設に入られる、身内に身を寄せられる、成年後見に引き継がれる、お亡くなりになる…です。その中のおひとり、Hさん(93歳男性・独居・偶数月1回支援)。

あの日も「それではHさん、今日はこれで帰ります。またお会いしましょうね」と、いつものように笑顔で握手をしてわかれしました。その10日後、専門員さんからHさんが亡くなった知らせを受けました。突然のことに私は声をあげて泣きました。それから、心穏やかになってHさんのご冥福をお祈りしました。そして、1回1回、気持ちを寄り添わせ、丁寧に支援を重ねてきてよかったと思いました。

2年9か月のHさんへの支援は終了いたしました。その気持ちを大切に、現在は2人の利用者さんの支援をしています。



生活支援員さん、「こんな時、どうする!？」 Part.7

生活支援員研修のアンケート等にあった疑問に専門員がお答えしていきます。今回は、「利用者から専門員の指示より多い額の払い戻しを頼まれたんだけど？」です。呉市社協専門員、三原市社協専門員のお2人に回答していただきました。

利用者から、「急にお金が必要になった」等と言われたとき……。
そんなときはその場で判断しないで、専門員または社協職員に連絡、相談して対応してください。場合によっては、振込み詐欺、訪問販売の被害にあっている可能性もあるかもしれません。また、代理人設定をしているため、すぐに払い戻しができないこともあると思います。



まずは、なぜ事前に決めていた額よりも多く必要なのか、話を聞き、「専門員(社協)に相談してみますね」と答えて、専門員に報告・相談してください。すぐに専門員と連絡がつかない場合は、ひとまず予定していた金額でお願いします。

支援後に専門員からアドバイスをもらい、臨時の支援対応や今後の支援につなげてください。

知的障害がある人に質問をしたとき、見当違いの答えが返ってきた経験はありませんか？

今回は「知的障害がある人とのコミュニケーション」をテーマに、【本人にとって理解しやすい質問の仕方】について考えてみましょう。

相手にとって理解しやすい言葉をかけるために心がけたいことを、7つのポイントに絞ってまとめてみました。

単語について

まずは相手にわかりやすい単語を使うよう心がけてみましょう。

例えば、「理由」「わけ」「理解」「わかる」など、易しい単語に言い換えてみると相手に伝わりやすくなると思います。

文節数について

知的障害がある人は、一度にたくさんの情報を受け取ることが難しい場合が多いです。

「困ったことはありませんか？困ったときに相談にのってくれる人がいます。それが専門員です」といったように、ひとつの文に伝える事柄をひとつにしてみたら、伝わりやすくなる場合があります。

疑問詞について

「なぜ？」「どうして？」といった質問は、答え方が多様なため、どう答えていいかわからなくなる人や、責められていると感じる人がいらっしゃるようです。

「だれが？」「どこで？」などできる範囲で比較的答えやすい質問にかえたりしてみましょう。

記憶について

知的障害がある人のなかには、記憶の能力について問題がある場合があります。質問文を覚えられなくて答えられないこともあるようです。ゆっくりと何度も繰り返したりすることで記憶の強化につながっていきます。

連想しやすくする

抽象的概念を理解しにくい人に対しては、例を示すことで答えを得やすくなる場合があります。例えば「迷惑をかける」という意味が十分に理解できない人に対して、「夜中に大きな音でテレビを観る」という例を出すことによって理解を得られたりすることがあります。

選択肢を作ってみる

漠然とした問いかけではなく、選択肢を提示してみましょう。「うれしかったですか？それとも悲しかったですか？」などといったように具体的な選択肢があると答えやすくなると思います。

補助的手段を使う

言葉による質問と同時に、紙に質問文や絵を書いて示してみましょう。話だけでは理解しにくい人も絵や文字を繰り返し見るうちに理解できることがあります。絵や文字も大切なコミュニケーション手段です。

以上をあげてみましたが、知的障害がある人との関わりに限らず、参考になるところがありましたら、是非とりいれてみてくださいね。



【ワンポイントレッスン ～後期高齢者医療制度について～】

制度開始から、よくニュースにも取りあげられている「後期高齢者医療制度」。

後期高齢者医療制度は、今年4月から、75歳以上（一定程度の障害がある人は65歳以上）の人を対象に、その心身の特性や生活実態などをふまえて、今まで加入していた医療保険（老人保健制度）から独立して創設された制度ですが、「後期高齢者医療制度になったって、以前とどこが違うの？」という声をよく聞きます。そこで今回は、老人保健制度と後期高齢者医療制度を6つの点で比較しました。

老人保健制度と後期高齢者医療制度との比較

項目	老人保健制度	後期高齢者医療制度 (H20.4.1.施行)
運営主体	市町	広域連合（都道府県単位で全市町加入）
対象者	75歳以上（65歳以上で一定の障害があり、制度に加入する人を含む）	老人保健制度と同じ
加入形態	<p>それぞれの医療保険 に加入</p> <p>市町が行う老人保健 医療を受ける</p>	<p>それまでの医療保険を脱退し、 長寿医療制度（後期高齢者医療 制度）に加入 市町で構成する広域連合が運 営する保険制度</p>
医療費の給付	療養の給付等	老人保健制度と同じ
一部負担	1割負担（現役並み所得者は3割）	老人保健制度と同じ
保険料の負担	老人保健制度自体での保険料の負担はない（国民健康保険や被用者保険の保険者へ保険料を納付する）	被保険者は広域連合が条例で定めた保険料率により算定した保険料を納付する

参考：厚生労働省HP (www.mhlw.go.jp/ - 21k)

運営主体は広域連合となり、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。市町は住所変更や給付申請などの届出窓口となり、保険証の引渡しや保険料の徴収などを行います。

老人保健制度では、国民健康保険または被用者保険に加入したまま、「老人保健制度」による医療を受けてきましたが、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の場合は、独立した医療制度であるので、それまで加入していた保険を脱退して「後期高齢者医療制度」の被保険者として医療を受けることになります。

保険料の納付方法は、原則として年金(年額18万円以上の人)から徴収(天引き)されます。年金額が年額18万未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、口座振替等によりお住まいの市町へ個別に納めます。(保険料額は納付時期までに市町から通知されます)

被用者保険とは、政府管掌健康保険、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことで、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。



広島県内の「かけはし」の利用実施状況

(平成20年4月末日現在)

社会福祉協議会名	契約人数							終了人数							現在の実利用人数					生活支援員		専門員
	H11～19年度	H20年度					事業開始からの累計	H11～19年度	H20年度					事業開始からの累計	現在の実利用人数					登録数	活動数	
		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計			認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計			
広島市	348	3	1	1	0	5	353	170	5	1	0	0	6	176	117	33	27	0	177	88	88	4
安芸郡	65	2	0	0	0	2	67	38	0	0	0	0	0	38	12	5	11	1	29	13	12	1
呉市	99	3	0	1	0	4	103	48	0	0	0	0	48	33	6	8	8	55	36	22	1	
三原市	98	1	0	0	0	1	99	51	1	0	0	1	52	25	5	16	1	47	19	11	1	
尾道市	128	1	0	0	0	1	129	95	1	0	0	1	96	14	9	9	1	33	22	9	1	
福山市	201	2	0	1	1	4	205	78	0	0	1	1	79	58	31	31	6	126	39	37	2	
三次市	78	0	1	0	0	1	79	42	1	0	0	1	43	12	13	9	2	36	31	21	1	
東広島市	89	3	0	1	0	4	93	39	1	0	0	1	40	28	12	12	1	53	29	27	2	
廿日市市	130	3	0	0	0	3	133	69	1	0	1	2	71	27	9	21	5	62	24	17	2	
北広島町	78	0	0	0	0	0	78	36	1	0	0	1	37	14	13	5	9	41	27	17	1	
合計	1314	18	2	4	1	25	1,339	666	11	1	1	14	680	340	136	149	34	659	328	261	16	

「契約人数」累計から「終了人数」累計を引いたものが「現在の実利用人数」です。
 「契約人数」には、事業実施主体の変更、基幹的社協の変更、契約の更新などによる再契約も含まれています。
 実利用者の類型割合は認知症高齢者等が51.6%、知的障害者等が20.6%、精神障害者等が22.6%、その他が5.2%です。
 広島県内の生活支援員登録数は328人、活動数は261人で登録生活支援員の約80%の人が活動しています。